# 第6次沼津市男女共同参画基本計画 策定に向けて

令和6年12月6日 沼津市 政策推進部 地域自治課 協働推進係

## **CONTENTS**

## 令和6年度 第1回 沼津市男女共同参画基本計画アドバイザー会議 第6次沼津市男女共同参画基本計画策定に向けて

- 01 Chapter.01 計画の策定にあたって
  - 1-1 計画策定の主旨
  - 1-2 計画策定のスケジュール (予定)
  - 1-3 計画の法的な位置付け
- 04 Chapter.02 関係法令の改正・現在の社会情勢について
  - 2-1 関係法令の改正等について
  - 2-2 現在の社会情勢について
- 10 Chapter.03 第5次沼津市男女共同参画基本計画の進捗状況・ 市民アンケート結果等
  - 3-1 第5次沼津市男女共同参画基本計画の重点取組
  - 3-2 令和6年度男女共同参画に関する市民アンケートについて
  - 3-3 市民アンケート結果等から見る第5次計画の現状と課題

## 1-1 計画策定の趣旨

#### 【背景】

・令和7年度末をもって「第5次沼津市男女共同参画基本計画」の計画期間が終了となりますが、本市の現状に鑑みて、男女共同参画社会の実現には至っていないことから、 引き続き男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画を策定するものです。

#### (参考) *〇沼津市男女共同参画推進条例*

第11条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、 男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下、基本計画という)を策定するものとする。

#### <沼津市男女共同参画基本計画策定の推移>

計画名称	計画期間	策定年度
沼津市男女共同参画基本計画	平成11年度~平成16年度(6年間)	H11
第2次 "	平成17年度~平成22年度(6年間)	H16
第3次 "	平成23年度~平成27年度(5年間)	H22
第4次 "	平成28年度~令和2年度(5年間)	H27
第5次 "	令和3年度~令和7年度(5年間)	R2
第6次 "	令和8年度~令和12年度(5年間)※	R7

<sup>※</sup>計画期間は、第5次沼津市総合計画(後期推進計画:R8年度~R12年度)との整合を図ります。

#### 【第6次計画策定に向けた留意点】

- ・関係法令の改正、国・県・市の他計画との<mark>整合</mark>や政府方針・国際的動向との<mark>協調</mark>が必要です。
- ・第5次沼津市男女共同参画基本計画に基づく取組の効果検証など、本市の現状と課題を把握する必要があります。

## **1-2** 計画策定スケジュール(予定)

年度	月	会議名	内容	
	12月	第1回アドバイザー会議	市民アンケートの結果等から第5次計画の効果を検証し、本市の現状と課題を把握	
R6	12/3		第6次計画の体系図(案)に対する視点の追加・修正等の意見聴取	
, KO	2日	2月 第2回アドバイザー会議	第6次計画の体系図(案)の決定	
••	2/3		第 5 次計画の施策内容の整理(継続・廃止・変更・追加等)について意見聴取 ◆	
	5月	第1回調整会議(庁内会議)	第6次計画の施策内容(案)を各所管課へ検討依頼	
		第1回男女共同参画推進委員会	第 5 次計画の令和 6 年度における施策実施状況のヒアリング(1日目)	
	6月	第2回男女共同参画推進委員会	第5次計画の令和6年度における施策実施状況のヒアリング(2日目)	
	$\sim$	- , -	第5次計画の令和6年度における施策実施状況のヒアリング(3日目)	
	0月		第6次計画の体系図(案)の確認	
R 7			各所管課から提出された第6次計画の施策内容(案)の審議	
	9月	第2回調整会議(庁内会議)	第6次計画の施策内容(案)の調整	
	11月	第4回男女共同参画推進委員会	市長から委員会へ第6次計画(案)を諮問	
	1月	第5回男女共同参画推進委員会	委員会から市長へ第6次計画(案)に対する答申	
	2月	パブリック・コメントの実施	第6次計画(案)にパブリック・コメントの意見を適宜反映	
	3月	男女共同参画推進本部(庁内会議)	第6次計画(案)の承認・決定	
R 8	4月	第6次沼津市男女共同参画基本計画スタート		

## 1-3 計画の法的な位置付け

# 法律(国)

#### 男女共同参画社会基本法

#### 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

#### DV防止法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

#### 女性支援新法

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

市町村計画(努力義務)

#### 条例(市)

#### 沼津市男女共同参画推進条例

基本計画(条例規定)

#### <市>

- ·第5次沼津市総合計画
- ・第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・ (仮称) 沼津市こども計画
- · 沼津市教育基本構想
- · 沼津市地域福祉計画

他…

整合

## 第6次沼津市男女共同参画基本計画

沼津市女性活躍推進計画

沼津市DV防止対策基本計画

新たな視点

沼津市困難女性支援計画

を内包

## ▮勘案

#### <国>

- ·第5次男女共同参画基本計画 ※R8改訂予定
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策 に関する基本的な指針
- ・困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する 基本的な方針

## 計画・方針(国)

## ↑勘案

#### <県>

- ·第3次静岡県男女共同参画基本計画 ※R8改訂予定
- ・静岡県女性活躍推進計画 ※第3次県男女計画に含む
- ・静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・ 支援に関する基本的な計画
- ・静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画

#### 計画(県)

#### 【男女共同参画に関係する法律一覧】

#### く関連が特に大きいと思われるもの>

- ・男女共同参画社会基本法
- ・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律
- ・男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)
- ・女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
- ・育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)
- · 次世代育成支援対策推進法
- ・DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)
- ・女性支援新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)
- ・LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)

## ※赤字は法令の理念に則った市町村計画策定(努力義務)の条項あり

#### <関連する事項を含むもの>

- 労働基準法
- ・労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律)
- ・パートタイム労働法(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律)
- · 少子化社会対策基本法
- ・食料・農業・農村基本法
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・性的姿態撮影等処罰法(性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る伝的記録の消去等 に関する法律)
- ・AV出演被害防止・救済法(性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る 被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律)
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 etc…

## 市町村計画の位置付けのある法律以外にも非常に多岐にわたる!

## 【第5次基本計画策定後の関係法令の改正等】

<令和3年4月以降の主な法令の改正等一覧>

年度	国	県
R 3	・「 <b>政治分野における男女共同参画の推進に</b> <b>関する法律</b> 」一部改正	
R 4	・「女性活躍推進法」一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正 ・「AV出演被害防止・救済法」施行	・「 <b>静岡県パートナーシップ宣誓制度</b> 」運用開始
R 5	・「 <b>LGBT理解増進法</b> 」施行 ・「性的姿態撮影等処罰法」施行	
R 6	<ul> <li>・「女性支援新法」施行</li> <li>・「DV防止法」一部改正</li> <li>・「育児・介護休業法」一部改正</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」一部改正</li> <li>・「女性版骨太の方針2024」政府決定</li> </ul>	
R 7	・「 <b>女性活躍推進法</b> 」の一部改正(見込)	
R8	・「第6次男女共同参画基本計画」(見込)	<ul><li>・「第4次静岡県男女共同参画基本計画」(見込)</li></ul>

#### 【主な法改正等・「**女性活躍**」関係】

- ○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(令和3年6月16日-部改正施行)
  - ・政治分野における男女共同参画の推進に関する責務の規定を強化(啓発活動、環境整備、人材育成について「努めるものとする」→「ものとする」に改正)
  - ・家庭生活との両立支援、セクハラ・マタハラ等への対応、社会的障壁の調査、模擬議会の実施等の 具体的施策が例示
- 〇女性活躍推進法(令和6年10月 女性の職業生活における活躍の推進に関する検討会の報告書)
  - ・女性活躍推進法等を通じた雇用の分野における女性活躍の更なる推進 →法の期限の10年間延長、男女間賃金差異の公表拡大(常時100人超)等
  - ・女性特有の健康課題への対応
    - →ヘルスリテラシー向上、関係取組を事業主行動計画に位置付け等
  - ・職場におけるハラスメント対策強化
    - →カスタマーハラスメント、就活等ハラスメントへの雇用管理上の措置義務等

## ○女性版骨太の方針2024(令和6年6月11日内閣府決定)

- ・「企業や地域における女性活躍・男女共同参画推進のリーダー・担い手の育成・専門性向上など 『人材の育成』を軸として取組を進める」(「はじめに 1.基本的な考え方」から抜粋)
- ・独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)を機能強化するとともに、男女共同参画センターを法令へ位置付け(機能強化後のNWECをナショナルセンターとして、各地方公共団体等と連携)

## 【主な法改正等・「**暴力根絶**」関係】

- 〇女性支援新法(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)(令和6年4月1日施行)
  - ・困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を実施する責務を規定
  - ・国の基本方針に即し、都道府県基本計画を勘案した市町村基本計画策定の努力義務を規定
- ○DV防止法(令和6年4月1日一部改正施行)
  - ・国の基本方針、都道府県基本計画の必須記載事項を拡充
    (被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間団体の連携協力)

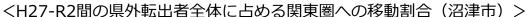
#### 【主な法改正等・「**性の多様性**|関係】

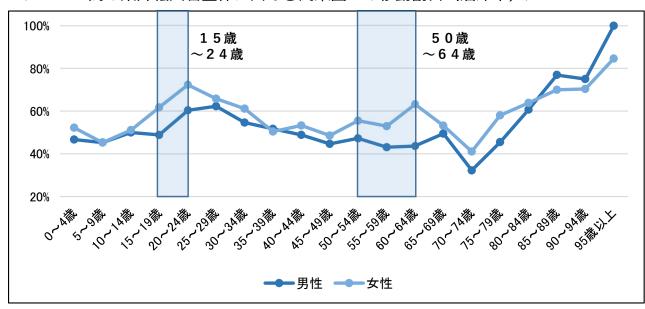
- 〇LGBT理解增進法(令和5年6月23日施行)
  - ・性の多様性の理解の増進に関する施策を策定・実施する努力義務を規定 (学校、地域、家庭、職域等の様々な場を通じた心身の発達に応じた教育・学習の振興、 広報活動等を通じた知識の普及、相談体制の整備等)
- ○静岡県パートナーシップ宣誓制度(令和5年3月1日運用開始)
  - ・お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、 県がその宣誓書を受領したことを証明する制度
  - ・法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)は生じないが、 各市町が認める範囲で婚姻関係にある人に準じた行政サービスが受けられる

## 2-2 現在の社会情勢について(東京一極集中・人口減少)

#### 【地方から都市圏への女性の流出】

- ・進学や就職を機に東京へ人口が集中していることや、2023年の東京都における合計特殊出生率が0.99であったことを受け、本年7月の全国知事会では、東京一極集中が日本全体の人口減少を招いているとの主張がなされました。 (出典:時事通信社 i JAMP)
- ・本市においては、平成27年度-令和2年度間における県外転出者のうち関東圏へ転出した割合は、特に15~24歳及び 50~64歳の世代において、男性より女性の方が高くなっています。
- ・進学、就職、キャリアの終盤といった人生の節目において、女性が関東圏への移住を選択していることについては、 本市における男女共同参画の遅れが一因とも考えられます。





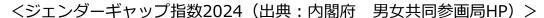
- ※関東圏 = 東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の合計
- ※グラフは、令和2年度に県外在住で、かつ平成27年度に沼津市在住であった者のうち、 令和2年度に関東圏に在住している人の割合を示してます。

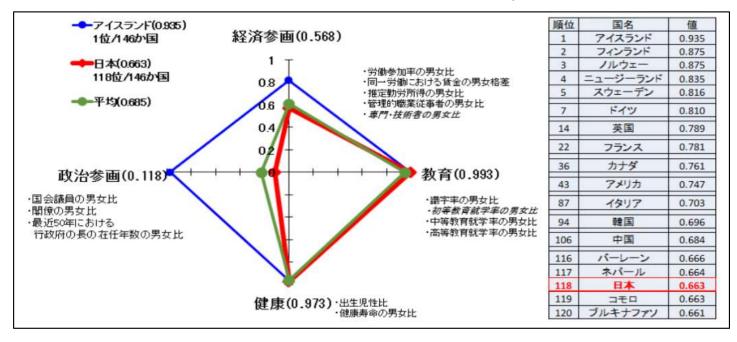
資料:総務省 令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

## 2-2 現在の社会情勢について(国際的動向)

## 【ジェンダーギャップ指数2024】

- ・ジェンダーギャップ指数とは、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が政治、経済、教育、健康の分野での 男性に対する女性の割合を示したもので、各国の男女共同参画の状況を数値化したものです。
- ・日本は148か国中118位と主要先進国で最低の順位であり、政治、経済分野での女性参画が遅れています。





## 【国連の勧告】(出典:時事通信社 i JAMP)

- ・日本は1985年に「女性差別撤廃条約」を締結しており、定期的に審査を受けています。
- ・令和6年10月29日に国連の女性差別撤廃委員会から、女系皇族の皇位継承、<mark>選択的夫婦別姓制度の導入、</mark> 人口妊娠中絶における配偶者同意規定の撤廃等について勧告がありました。
- ・選択的夫婦別姓制度については2003年以降4回目の勧告となりますが、日本の対応に大きな親展は見られません。

## 3-1 第5次沼津市男女共同参画基本計画の重点取組

#### (1) 男女平等と人権尊重によるDV防止の徹底

・DV相談件数、ひとり親専用相談窓口の相談件数は減少傾向にあります。

〈第5次計画重点取組に掲げる指標(1)>

項目	令和元年度	目標値	令和5年度
相談窓口の認知度	46.5% (H28)	60%	-
DV相談件数	560件	モニタリング指標	163件
一時保護件数	2件	モニタリング指標	3件
ひとり親専用相談窓口相談件数	440件	モニタリング指標	314件

#### (2)女性活躍の更なる推進

・市審議会等への女性登用率、市女性職員の管理職登用率は微減しており、更なる取組が必要です。

〈第5次計画重点取組に掲げる指標(2)>

項目	算出方法	令和元年度	目標値	令和5年度
市審議会等への女性 登用率	女性委員数/総委員数	29.2%	35%	29%
市女性職員の管理職 登用率	女性管理職者数/管理職者数 (教育、消防職を除く)	15.5%	20%	15%
女性の起業件数	女性の創業者数/総創業者数	29.5%	50%	35%
前単位PTA会長のうち 女性が占める割合	女性役員/PTA役員	20.0%	25%	37.8%
消防団員定数における 女性基本団員	女性基本団員/団員定数	0.1%	1%	1%

資料:第5次沼津市男女共同参画基本計画推進調査票(令和5年度実施状況)

## 3-1 第5次沼津市男女共同参画基本計画の重点取組

## (3) 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの確実な推進

・全指標において着実な進捗が見られるものの、目標値には達していないことから、 働き方改革とワーク・ライフ・バランスに関する取組を継続する必要があります。

〈第5次計画重点取組に掲げる指標(3)>

項目	算出方法	令和元年度	目標値	令和5年度
固定的性別役割分担意識に 反対する市民の割合	市民アンケート調査	68.7%	80%以上	<b>※ 76.1%</b>
男性の1日当たりの 家事関連時間	市民アンケート調査	66分	150分	※ 96分
パパとママの教室における 夫・パートナーの参加率	夫・パートナー参加数 /全参加者数	94.7%	100%	97.8%
放課後児童クラブ 待機児童数	待機児童数	58人	0人	2人
沼津しごと応援事業による 市内企業への就職者数	就職者数	13人	述べ100人	述べ66人

※R6市民アンケート調査の数値

## 【調査概要】

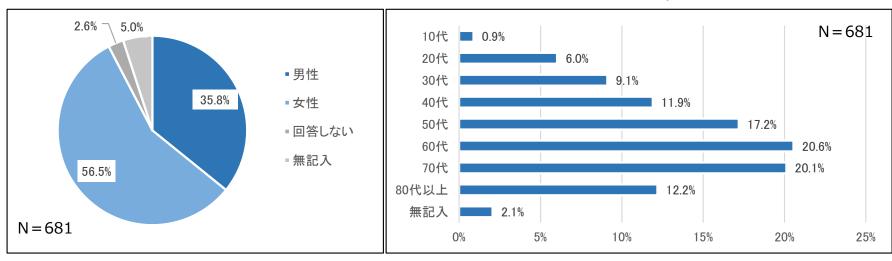
- ・第5次沼津市男女共同参画基本計画の効果を確認するとともに、次期計画策定の基礎資料とするため、 本年6月に市民アンケートを行いました。
- ・無作為抽出した市民2,200人にアンケートを郵送し、681人から回答を得ました。

く令和6年度男女共同参画に関する市民アンケート調査概要>

調査対象	沼津市在住の満18歳以上の市民2,200人
抽出方法	住民基本台帳からの等間隔無作為抽出
調査方法	郵送で配付し、アンケート用紙の郵送又はWEBフォームで回答
調査期間	令和6年6月21日(金)から令和6年7月26日(金)まで
発送数	2,200票(男性 1,121 票・女性 1,079票)
配達不能数	16票(男性11票・女性5票)
回収数	681票(男性244票・女性385票・回答しない18票・無記入34票)
回収率	31.2%

#### 〈市民アンケート回答者の属性(性別)〉

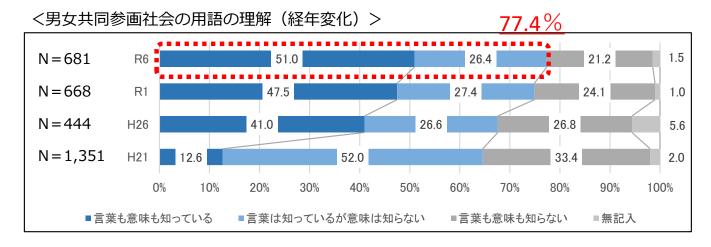
#### 〈市民アンケート回答者の属性(年代)>



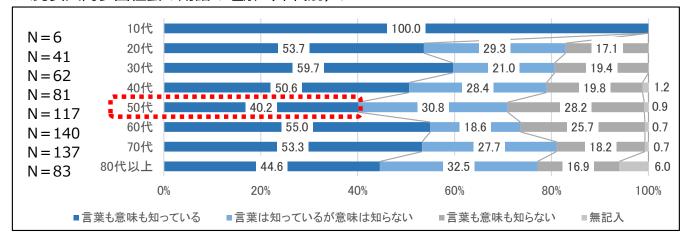
資料:令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

## 【男女共同参画社会の用語の理解】

- ・「男女共同参画社会」の言葉を知っている割合は、市民の77.4%で、令和元年度から2.5k° イント増加しましたが、 市民の約半数は、言葉の意味の理解にまでは至っていません。
- ・言葉の意味を理解している割合は、50代が最も低く、特に管理職世代への教育・啓発が必要と考えられます。



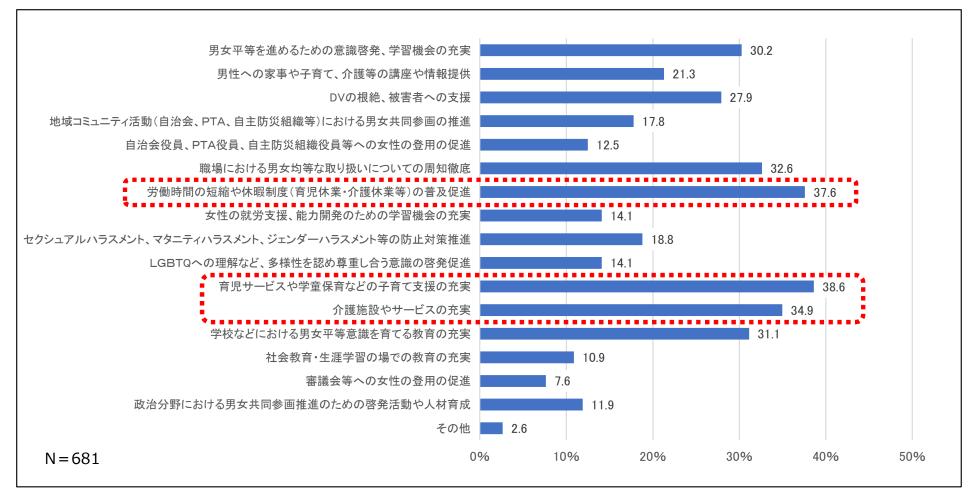
#### 〈男女共同参画社会の用語の理解(年代別)>



## 【沼津市の施策に特に望むこと(全体)】

・市民が男女共同参画社会を実現するために本市の施策に特に望むことについて、他の選択肢と比較して、 「労働時間の短縮や休暇制度(育児・介護休業)の普及促進」や「育児・介護サービスの充実」といった ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組が望まれています。

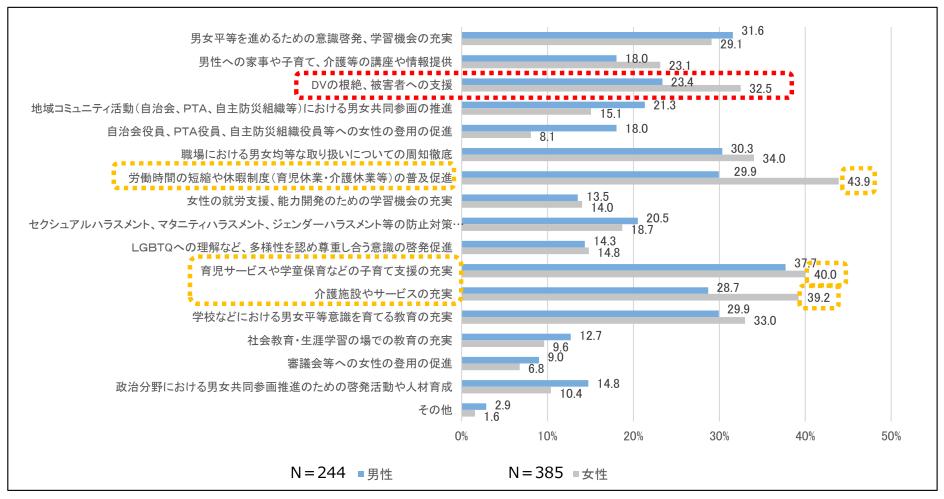
<男女共同参画社会を実現するために沼津市の施策に特に望むこと(全体)>



## 【沼津市の施策に特に望むこと(男女別)】

- ・「DVの根絶、被害者への支援」の取組への期待は、男性と比べて女性の方が約1.4倍大きくなっています。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組に対しては、男性より女性からの期待が大きく、 「家事・育児+仕事」という新・性別役割分業による女性への負担が大きいことが示唆されています。

<男女共同参画社会を実現するために沼津市の施策に特に望むこと(男女別)>

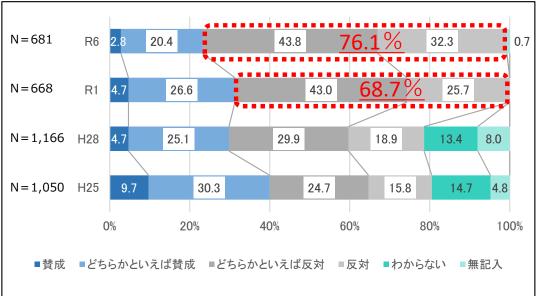


~基本的施策1 男女の人権と性を尊重する教育の充実~

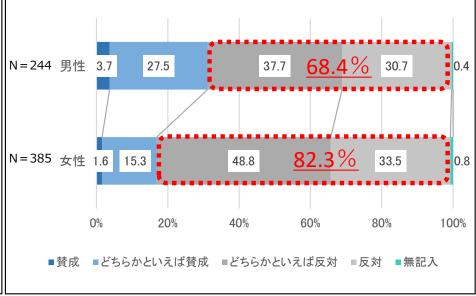
#### 【現状と課題】

- ・「男性は仕事、女性は家事・育児」といった性別による固定的な役割分担に反対する割合は、市民の76.1%で、 令和元年度より7.4㎡小・増加しましたが、第5次計画の目標値である80%には至っていません。
- ・反対派の割合は、女性が82.3%に対し男性は68.4%であり、固定的性別役割分業の意識は男性に根強いと言えます。
- ・男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、人権尊重を基本とした 男女平等意識を形成することが根幹であり、情報発信、学習機会の提供等により継続した啓発・教育が必要です。

#### 〈男女の役割を固定的に考えることについて(経年変化)〉



#### 〈男女の役割を固定的に考えることについて(男女別)〉



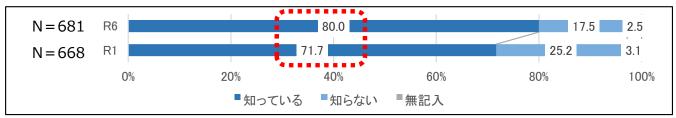
※R6、R1は「わからない」という選択肢なし

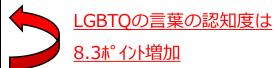
~基本的施策1 男女の人権と性を尊重する教育の充実~

#### 【現状と課題】

- ・LGBTQの言葉を知っている割合は、市民の80.0%で、令和元年度から8.3k° イント増加しました。
- ・LGBTQの言葉も意味も知っている割合は、年代が上がるにつれて低下する傾向があります。

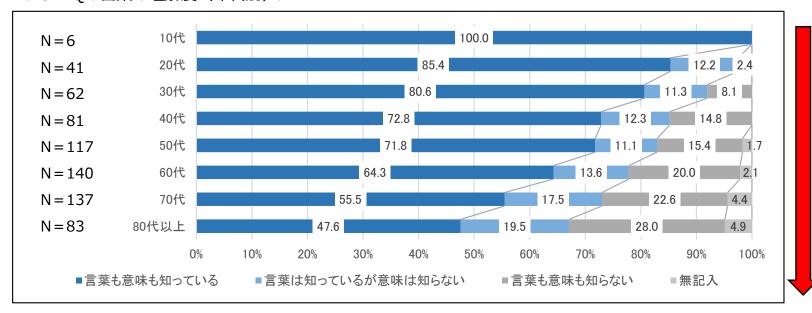
#### <LGBTQの言葉の認知度(経年変化)>





- ※R1は「LGBT」、R6は「LGBTQ」の言葉の理解を問う設問になっています。
- ※R1では言葉の意味を問う選択肢がないため、R6の「言葉も意味も知っている」と 「言葉を知っているが意味は知らない」の合計を「知っている」に換算して比較しています。

#### <LGBTQの言葉の理解度(年代別)>



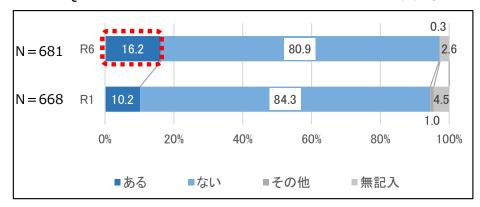
年代が上がるほど 言葉の理解度が低下

~基本的施策1 男女の人権と性を尊重する教育の充実~

#### 【現状と課題】

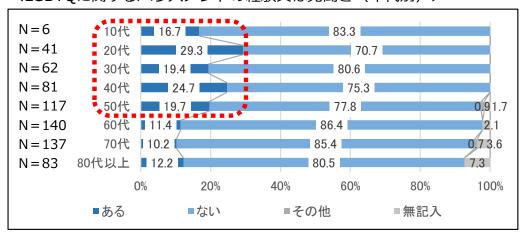
- ・LGBTQに関するハラスメントを経験又は見聞きした割合は、市民の16.2%で、令和元年度から6ポイント増加しました。
- ・年代別では、10代~50代が全体平均を超えており、<mark>学校、職域でのハラスメント防止対策</mark>が必要と考えられます。
- ・LGBTQ当事者への理解を深めるため、市民の半数以上が「教育の場における学習機会の提供」が必要と考えており、 若年層からの啓発・教育が求められています。

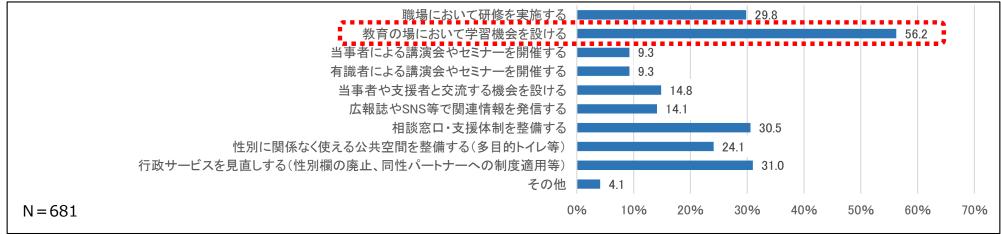
<LGBTQに関するハラスメントの経験又は見聞き(経年変化)>



<LGBTQ当事者への理解を深めるために必要なこと(全体)>

<LGBTQに関するハラスメントの経験又は見聞き(年代別)>



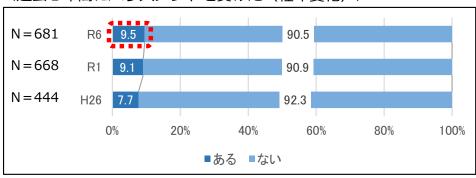


~基本的施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶~

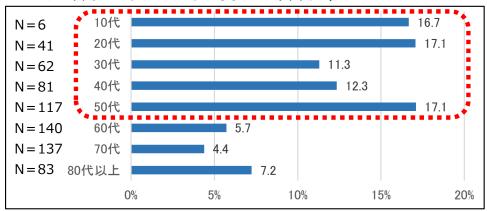
## 【現状と課題】

- ・過去1年間にジェンダーに基づくハラスメント(セクハラ、マタハラ等)を受けた割合は、市民の9.5%で、令和元年度から0.4ポイント増加しました。
- ・年代別では、10~50代が全体平均を超えており、学校、職域でのハラスメント防止対策が必要です。
- ・ハラスメントを防止するため、市民の半数以上が「管理職に対する研修」が必要と考えています。

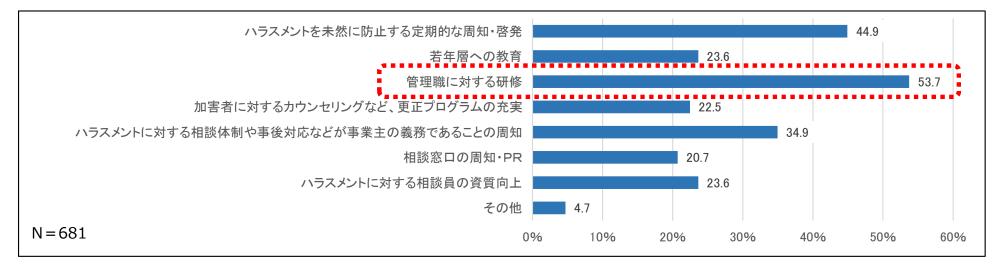
#### く過去1年間にハラスメントを受けた(経年変化)>



<過去1年間にハラスメントを受けた(年代別)>



<ハラスメントを防止するために必要なこと(全体)>



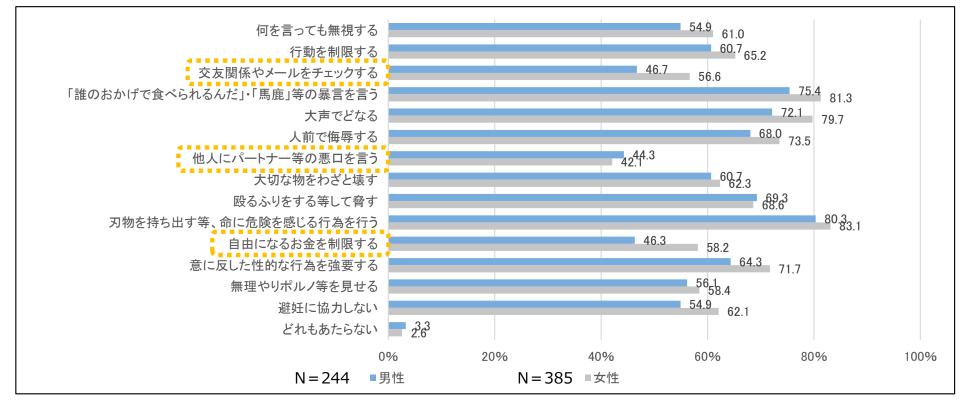
資料:令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

~基本的施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶~

## 【現状と課題】

- ・DVにあたる行為として、身の危険を感じるもの、精神的なもの、性的なものを取り上げ、DVだと認識しているか 聞いたところ、市民は、精神的な暴力への認識が比較的低いという結果となりました。
- ・全体を通じて、女性に比べて男性の方がDVにあたる行為だと認識している割合が低い傾向があります。
- ・ジェンダーに基づく暴力の根絶には、DVやハラスメントが人権侵害であることや、何が暴力にあたるのかを一人 ひとりが正しく理解し、それらを許さない意識の醸成が必要です。関係機関との連携による<mark>被害者の相談、保護、</mark> 自立に向けた支援と合わせ、ジェンダーに基づく暴力を未然に防止するための教育・啓発が引き続き必要です。

#### <DVだと思う行為(男女別)>

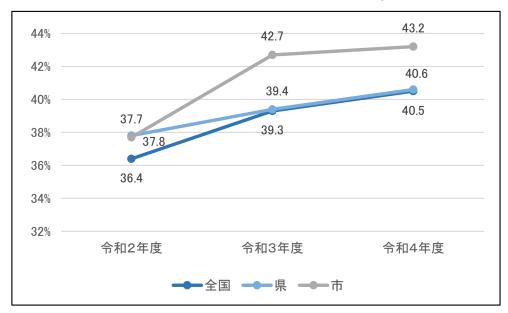


~基本的施策3 男女の生涯にわたる良好な健康づくりの支援~

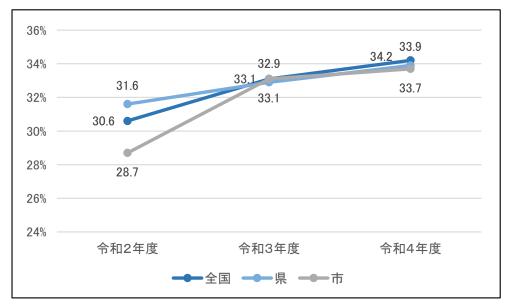
#### 【現状と課題】

- ・女性市民の特定健診の受診率は、全国、静岡県と比較して高く、女性市民の健康への意識の高さが伺えます。
- ・近年、職場における女性活躍に関して月経、妊娠・出産、更年期障害等の女性特有の健康課題への対応や、 人口妊娠中絶の配偶者同意規定の撤廃を求める国連の勧告に代表されるようなリプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)の推進がより一層求められています。 ※本資料P06、P09参照
- ・また、生涯にわたり、心身ともに社会的にも健康であることは、男女共同参画社会形成の前提となるものです。 幼少期からの食育、企業における健康経営、全年齢層におけるスポーツ振興、高齢者や障がい者の社会参加を推進 するなど、身体的性差を考慮したライフステージごとの健康づくり、生きがいづくりの継続的な支援が必要です。

#### < 女性の特定健康診査受診率(全国、静岡県、沼津市)>



<男性の特定健康診査受診率(全国、静岡県、沼津市)>

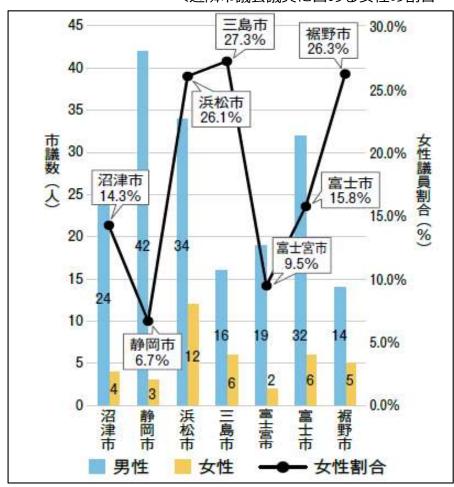


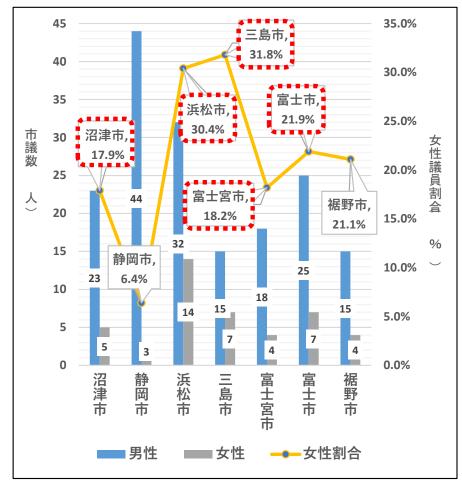
~基本的施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大~

## 【現状と課題】

- ・本市をはじめ、近隣他市においても女性市議会議員の割合は増加傾向にあるものの、男女均等には至っていません。
- ・男女が共に責任を分かち合い、多様な意見を公平・公正に反映させていくため、政治、職場、地域といった分野で 女性リーダーの養成や女性の積極的登用を図り、政策・方針決定過程における女性の参画拡大の推進が必要です。







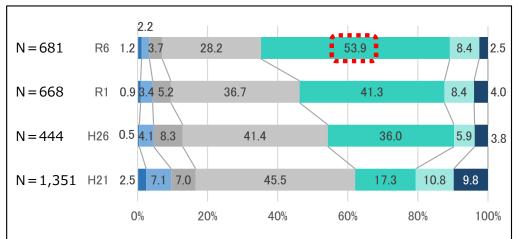
資料: (左) 内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況 (右) 内閣府 市区町村女性参画状況 見える化マップ

~基本的施策5 社会における女性の活躍推進~

## 【現状と課題】

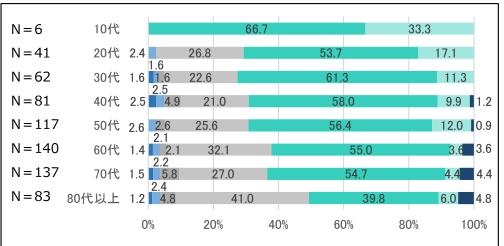
- ・女性が職業を持つことについて、「こどもができても、ずっと職業を続けるほうがよい」と考える割合は、 市民の53.9%で、令和元年度から12.6ポイント増加し、女性のキャリア継続への支持は過半数を超えました。
- ・一方で、「こどもができたら職業をやめ、こどもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい」と考える割合は、 年代が上がるほど増加する傾向にあり、「育児は女性が中心に行う」という固定的な性別役割分業の意識が根強く 残っていると言えます。

#### 〈女性が職業を持つことをどう思うか(経年変化)〉



- ■女性は職業を持たないほうがよい
- ■結婚するまで職業を持つほうがよい
- ■こどもができるまで職業を持つほうがよい
- ■こどもができたら職業をやめ、こどもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい
- ■こどもができても、ずっと職業を続けるほうがよい
- ■その他
- ■無記入

#### <女性が職業を持つことをどう思うか(年代別)>



- ■女性は職業を持たないほうがよい
- ■結婚するまで職業を持つほうがよい
- ■こどもができるまで職業を持つほうがよい
- ■こどもができたら職業をやめ、こどもが大きくなったら再び職業を持つほうがよい
- ■こどもができても、ずっと職業を続けるほうがよい
- ■その他
- ■無記入

~基本的施策5 社会における女性の活躍推進~

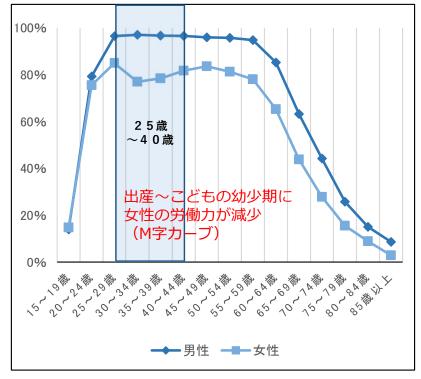
## 【現状と課題】

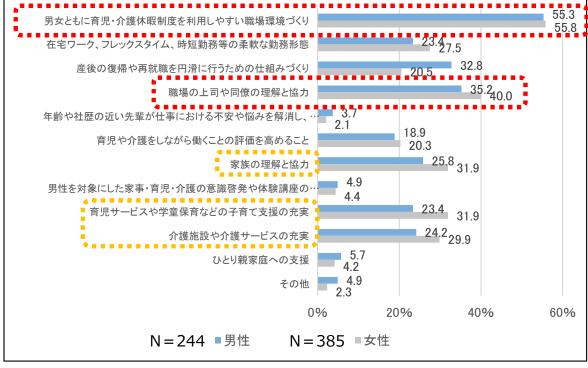
- ・女性が職業を持ち続けることに理解が進む一方で、女性の労働力人口は、30歳代を谷とするM字カーブが見られ、 出産~こどもの幼少期に職業を離れている実態が伺えます。
- ・女性が育児や介護と両立して働き続けるため、市民の半数以上が「育児・介護休暇制度を利用しやすい職場環境づくり」 が必要と考えているほか、次点として「上司や同僚の理解と協力」が必要との声が3割を超えています。
- ・「家族の理解と協力」や「育児・介護サービスの充実」が必要と考える割合は、男性と比較して女性の方が1.2~1.3 倍高くなっており、育児・介護への男性参画推進や行政サービスの充実等による女性の負担軽減が求められています。

〈沼津市における男女別労働力人口(令和2年度) >

 く女性が育児や介護と両立して働き続けるために必要だと思うこと(男女別) >

 Back に意思 の様は思想度を利用しかすい際場 理様でくれ





資料: (左)総務省 令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

(右) 令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

~基本的施策5 社会における女性の活躍推進~

## 【現状と課題】

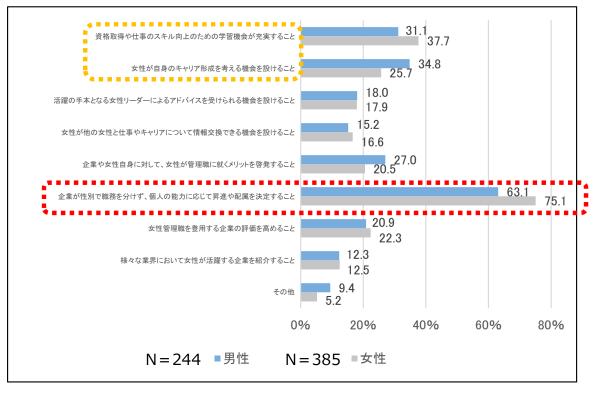
- ・女性の正規雇用者の割合は、20代をピークに年代が上がるほど低くなる L 字カーブが見られ、職場における女性の 活躍は十分ではありません。
- ・女性が職場でもっと活躍するため、「性別ではなく個人の能力に応じて昇進・配属を決めること」が必要だと考える 市民の割合は6割を超えていますが、実態として男女の雇用状況が公正・公平でないことに留意し、女性に特化した 学習機会の提供や意識変革を図るなど、積極的に女性の人材育成を進める必要があります。

#### 〈沼津市における正規雇用者の割合※(令和2年度)〉



※R2国勢調査における従業上の地位が「雇用者」の者のうち、 「(雇用者)正規の職員・従業員」の割合

#### <女性が職場でもっと活躍するために必要だと思うこと(男女別) >



資料:(左)総務省 令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

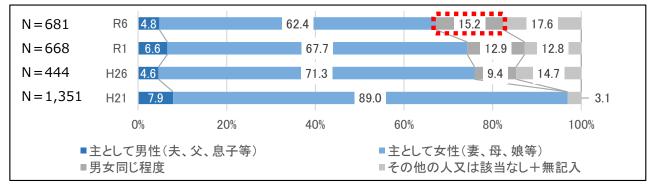
(右) 令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

~基本的施策6 家庭における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進~

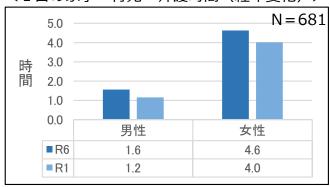
#### 【現状と課題】

- ・家事を男女同じ程度に実施している世帯の割合は、15.2%で、令和元年度から2.3k° イント増加したほか、 男性の家事・育児・介護時間(休日を含む1週間平均)も1.6時間となり、令和元年度から0.4時間増加しましたが、 依然として生活費を得ることについては男性、家事の担い手は女性に偏っている状況です。
- ・共働き世帯の増加などライフスタイルが変化するなかで、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現するため、 男性の働き方改革及び家庭参画を推進する取組が必要です。

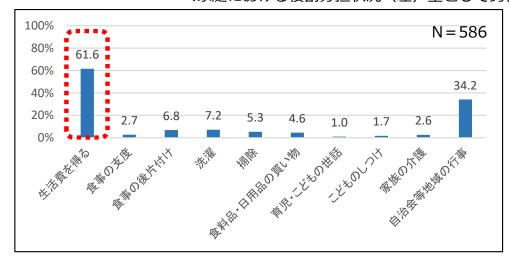
く家庭における家事(食事の支度、食事の後片付け、洗濯、掃除)分担状況(経年変化)>

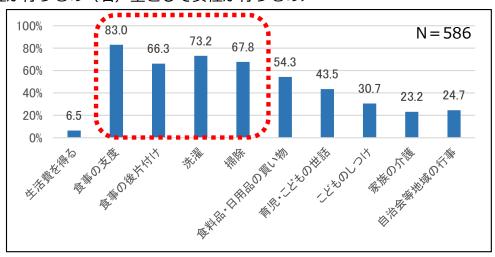


<1日の家事・育児・介護時間(経年変化)>



<家庭における役割分担状況(左)主として男性が行うもの(右)主として女性が行うもの>





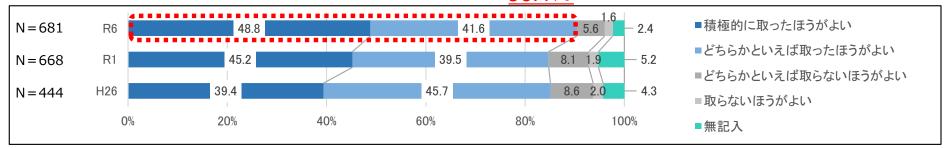
資料:令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

∼基本的施策 7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進~

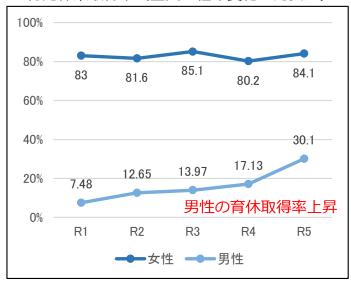
#### 【現状と課題】

- ・男性が育児休業を取得することに賛成する割合は、市民の90.4%で、令和元年度から5.7ポイント増加しました。
- ・実際の行動変容としても、育児・介護休業法の改正等による制度の充実もあり、近年の<mark>男性の育児休業取得率は、大幅に上昇していますが、男女の格差は依然として大きい</mark>ほか、取得期間に注目しますと、女性は、9割以上が半年以上取得していることに対し、男性は、8割以上が3か月未満であり、取得期間にも差が見られます。

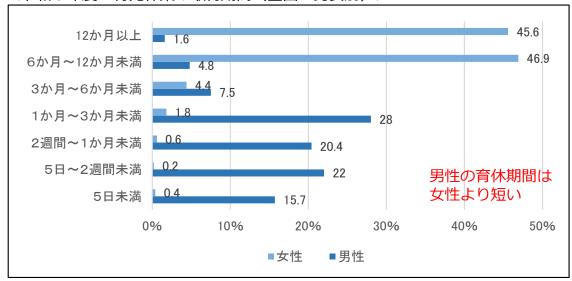
<男性が育児休暇を取得することについてどう思うか(経年変化)> 90.4%



<育児休業取得率(全国・経年変化・男女別)>



<令和5年度 育児休業の取得期間(全国・男女別)>



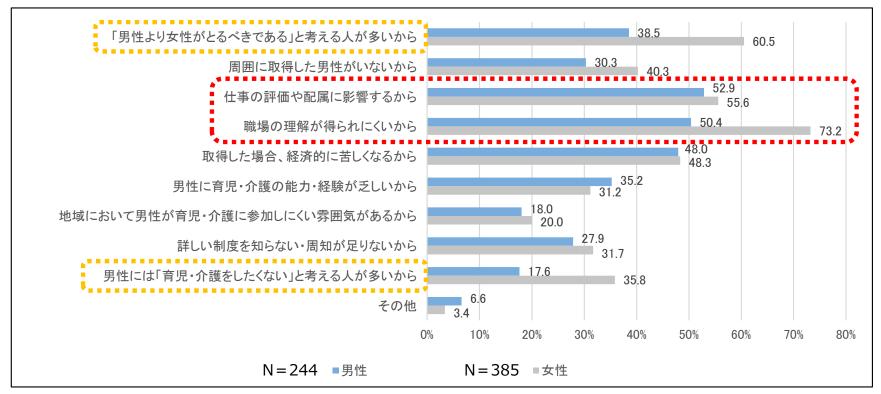
資料: (上段) 令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書 (下段) 厚生労働省 雇用均等基本調査結果から地域自治課独自作成

~基本的施策 7 職場における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進~

#### 【現状と課題】

- ・男性の育児・介護休暇の取得率が低い理由について、「仕事の評価や配属に影響するから」及び「職場の理解が得られにくいから」と考える市民の割合は、男女ともに半数を超えています。休暇制度を充実させるだけでなく、職場の風土や上司・同僚の意識の改革を推進する必要があります。
- ・「男性より女性がとるべきである」や「男性は育児・介護をしたくない」と考える人が多いと思う割合は、 男性と比べて女性の方が1.5倍以上高くなっており、女性自身に「女性が育児・介護を担わざるを得ない」という 意識があることが伺えます。

<男性の育休取得率が低い理由は何だと思うか(男女別)>

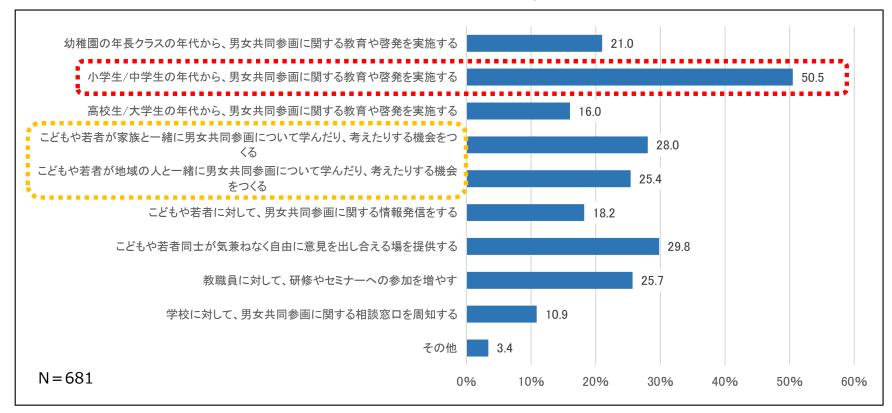


~基本的施策8 教育の場における男女共同参画の推進~

## 【現状と課題】

- ・若年層へ男女共同参画を浸透させるため、市民の半数が「小〜中学生の年代からの教育や啓発」が必要と考えており、 男女共同参画の視点での職業講話等の小中学校と連携した取組を継続・発展していくことが求められます。
- ・こどもや若者が家族や地域の人と一緒に男女共同参画を学ぶことについては、市民の約4分の1が必要と考えており、 学校内だけの教育にとどまらず。家庭や地域に波及する取組が必要です。

#### < < < < < < < < > く若年層に対して男女共同参画を浸透させるために必要だと思うこと(全体)>

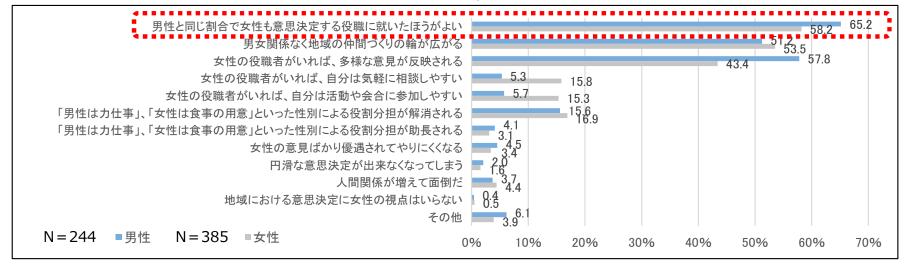


~基本的施策9 地域における男女共同参画の推進~

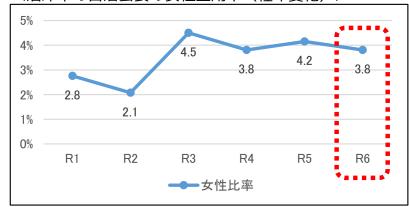
#### 【現状と課題】

- ・地域で女性が意思決定する役職に就くことについて、「男女同じ割合が良い」と考える市民の割合は、 男女ともに半数を超えているほか、女性が地域の役職に就くことに肯定的な意見が大半を占めています。
- ・一方で、自治会の会長職の女性比率は、令和6年度現在で3.8%であり、自治会活動等の地域行事そのものには、 概ね男女同じ割合で参加をしているものの、地域における意思決定過程への女性の参画は非常に少ないと言えます。

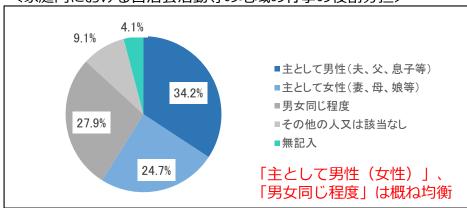
<地域で女性が意思決定する役職に就くことをどう思うか(男女別)>



#### <沼津市の自治会長の女性登用率(経年変化)>



#### <家庭内における自治会活動等の地域の行事の役割分担>



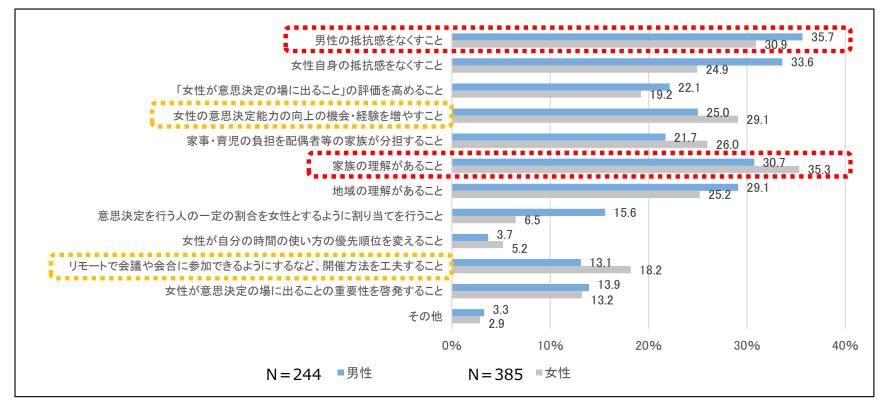
資料: (上段、右下) 令和6年度沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書 (左下) 地域自治課調べ

~基本的施策9 地域における男女共同参画の推進~

#### 【現状と課題】

- ・地域での女性の役職就任を推進するため、「男性の抵抗感をなくすこと」及び「家族の理解があること」が必要と 考える市民の割合は、男女ともに3割を超えており、女性を取り巻く地域・家庭の意識改革が求められています。
- ・「女性の意思決定能力の向上の機会、経験の増加」や「会議、会合の開催方法の工夫」が必要と考える割合は、 男性と比べて女性の方が高いことから、地域における意思決定過程への女性の参画を推進していくためには、 女性リーダーを養成する取組や既存組織のあり方の見直しが必要と考えられます。

<地域で女性の意思決定する役職就任を推進するために必要なこと(全体)>

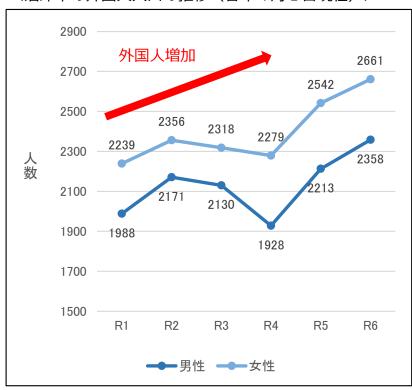


~基本的施策10 国際協調に基づく男女共同参画の推進~

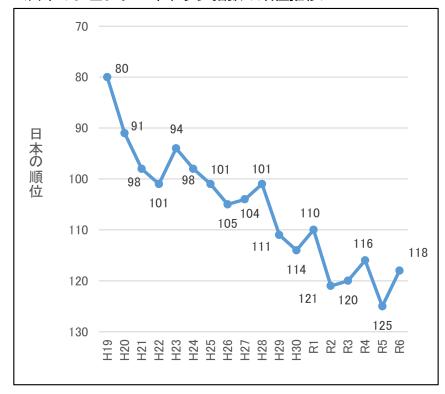
## 【現状と課題】

- ・本市における外国人人口は、令和6年度4月1日現在で5,019人であり、年々増加傾向にあることから、 外国人への相談窓口の充実等の取組は重要性を増しています。
- ・日本のジェンダーギャップ指数は諸外国に劣る状況であることから、国際的な動向を把握するとともに、 互いの価値観を尊重し、多様性に配慮した<u>多文化共生の一層の推進</u>が必要です。

#### <沼津市の外国人人口の推移(各年4月1日現在)>



#### <日本のジェンダーギャップ指数の順位推移>



資料: (左) 住民基本台帳 (右) 内閣府HP